

◎新潟県告示第530号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年5月8日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 起業者の名称
妙高市
- 2 事業の種類
道の駅あらい拡充整備事業及びこれに伴う農業用排水路付替工事
- 3 起業地

- (1) 収用の部分

妙高市大字長森字中田及び大字猪野山字下原地内

- (2) 使用の部分

なし

- 4 事業の認定をした理由

- (1) 法第20条第1号の要件への適合性

道の駅あらい拡充整備事業及びこれに伴う農業用排水路付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、道の駅あらい拡充整備事業（以下「本体事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される農業用排水路の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第5号に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に要する経費について、妙高市一般会計により既に予算計上しているほか、来年度以降についても予算措置することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 法第20条第3号の要件への適合性

- ア 得られる公共の利益

平成12年に開設した「道の駅あらい」（以下「既設道の駅」という。）は、国道18号、上信越自動車道の新井パーキングエリア及び新井スマートインターチェンジに隣接し、上越地域の観光拠点として経済活性化に貢献している施設である。妙高市では、加速する少子高齢化と人口減少による農業従事者の高齢化や後継者不足に対応するため、平成27年に「第2次妙高市総合計画」を策定し、地域資源を活かした観光産業の活性化を目的として既設道の駅の機能を強化するとともに、市の基幹産業である農業の振興を支援するため、既設道の駅では手狭となっていた農産物直売所の充実を図ることとした。

本件事業は、既設道の駅の隣接地に、新たに販売・加工・飲食物の提供ができる農業振興施設を整備し、地場産農産物の付加価値化（六次産業化）を図るとともに、市の経済を支えるもう一つの産業である観光業において、増加する国内外の観光客への観光情報や地域の魅力を発信する機能が不足しているため、新たに情報提供施設を整備し、交流人口の増加による地域経済の活性化を図るものである。

本件事業の実施により、農業者の販売拠点となっている農産物直売所の魅力をさらに高め、直売所を中心とした新たな販路を拡大することによる農業所得の向上が期待され、また、観光客のニーズに合った魅力的な体験・交流情報を提供することにより再訪率や観光入込客数の増加に寄与し、地域全体の経済活性化が期待される。さらに、国土交通省が実施する「(仮称)道の駅あらい第2駐車場」と一体的に整備を図り、災害時には地域住民や観光客等の避難拠点となる防災広場の整備を行うなど、本件事業は公益に大きく資するものである。

本件事業による周辺環境への影響については、起業地の周辺部は住宅もなく騒音等の影響は少ないものと考えられるが、環境保全に努め、定期的な駐車場のパトロールによりその影響を最小限にするとしている。また、周辺の農地から離れた位置に駐車場を配置し、日照を確保するため建物を平屋建てにするなど農地への影響を最小限にするとしていることから、周辺環境への影響は少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

- イ 失われる利益

本件起業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく埋蔵文化財包蔵地及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区に該当しない旨、市の担当課から回答を得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、観光交流拠点として不特定多数の利用者が来訪することから、安全性や利便性を確保できること、既設道の駅との連携や一体的な配置が可能であること等を条件に2箇所を選定し、経済的条件等も考慮して比較検討した結果、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

また、関連事業は、本体事業の施行により機能が阻害される農業用排水路について、従来の機能を維持するために必要最小限の範囲として管理者と協議したものであり、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業について、多くの利用者がある既設道の駅の農産物直売所が手狭なため、地元農業者から販売の場の拡張要望がでている。また、市では外国資本によるリゾート施設の開業や上信越自動車道の4車線化が予定されるなど観光客増加の好機にあわせ、早期整備の必要があるとしていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

妙高市役所観光商工課